

科目6

児童虐待と社会的養護

講師紹介

○氏名：高橋幸成

○所属：児童養護施設福音寮副園長

○趣味・好きなこと：映画、音楽（サルサ、ジャズ、オーケストラも）、旅、そして「笑い」

○私の“あるある” 電車の中吊り広告が目に入りました。
「オオキタ カイドウ テン？ 著名な書道家の個展か？」
もう一度広告に目をやると、ラーメンや寿司の写真が・・・。
「オオキタ カイドウ テン」はデパートの「大北海道展」でした！

はじめに

はじめに

○子育て支援員研修における本科目の位置づけ

- ・児童虐待、子どもの人権をまもる支援、社会的養護の現状について学び、特別な配慮を要する子どもと家庭を理解するための科目

○本講義の目的

1. 児童虐待とその影響について理解する。
2. 虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の基本的な対応について理解する。
3. 子どもの権利擁護の基本的視点について理解する。
4. 社会的養護の意義と現状について概要を理解する。
5. 社会的養護を必要とする子どもや家庭の状況について理解する。

本科目で網羅する

シラバスの内容

1. 児童虐待と影響
2. 虐待の発見と通告
3. 虐待を受けた子どもに見られる行動
4. 子どもの権利を守る関わり
5. 社会的養護の現状

1. 児童虐待と影響
 2. 虐待の発見と通告
 3. 虐待を受けた子どもに見られる行動
 4. 子どもの権利を守る関わり
 5. 社会的養護の現状
- まとめ

1. 児童虐待と影響

1. 児童虐待と影響

「児童虐待」とは？

- ※ 「児童虐待の防止等に関する法律」第2条で、保護者がその監護する子どもに対して行う「児童虐待」を規定
- ※ 児童虐待の4つの類型

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト

心理的虐待

1. 児童虐待と影響

「児童虐待」の4つの類型とその定義

身体的虐待

「身体的虐待」は、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ネグレクト

「ネグレクト」は、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

※ 「ネグレクト」は、無視、放置といった意味であり、児童虐待で「ネグレクト」は、「保護の怠慢」「養育の放棄・拒否」などと訳されている。

1. 児童虐待と影響

「児童虐待」の4つの類型とその定義

性的虐待

「性的虐待」は、児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

心理的虐待

「心理的虐待」は、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

1. 児童虐待と影響

※ 「児童虐待の防止等に関する法律」第3条
「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」

○保護者による虐待のみならず、そもそも本来保護すべき子どもに対して何人も「虐待」をすることは許されないことを規定

○第2条で規定されている保護者による子ども虐待のみならず、幅広く子どもの福祉を害する行為や不作為を含む。

1. 児童虐待と影響

「しつけ」と「虐待」について

〈しつけ〉

○子どもが自分で感情や行動をコントロールできるように教えること

○工夫のポイント(例)

- ・子どもの気持ちや考えに耳を傾ける
- ・「言うことを聞かない」にもいろいろある
- ・子どもの成長・発達によっても異なることがある
- ・肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
- ・良いこと、できていることを具体的に褒める

1. 児童虐待と影響

「しつけ」と「虐待」について

〈虐待〉

- 大人が子どもの行動を力（暴力、暴言）によってコントロールしようとする事
- ・すべての子どもは、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されている。
- ・叩く、殴る、暴言を吐くといった行為は子どもへの人権侵害となる。

〈体罰の禁止〉

児童虐待の防止等に関する法律の改正（2020（令和2）年4月1日施行）

児童のしつけに際して、**体罰を加えてはならない**ことが規定された。

1. 児童虐待と影響

「体罰等によらない子育てのために」
～ みんなで育児を支える社会に～

「子どもの権利が守られる体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかななくてはなりません。」

2020(令和2年)2月 厚生労働省
「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」報告書より



体罰等によらない子育ての推進に関する検討会。“体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～”. 厚生労働省. 2020-02

minnadekosodate.pdf <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>

1. 児童虐待と影響

虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点

1. 保護者側のリスク要因

- 妊娠そのものを受容することが困難（望まない妊娠）
- 若年の妊娠・子どもへの愛着形成が十分に行われていない。（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。子どもの長期入院など。）
- マタニティーブルーズや産後うつ病等精神的に不安定な状況
- 性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティの障害
- 精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等
- 保護者の被虐待経験
- 育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足
- 体罰容認などの暴力への親和性
- 特異な育児観、脅迫的な育児、子どもの発達を無視した過度な要求 等

1. 児童虐待と影響

2. 子ども側のリスク要因

○乳児期の子ども

○未熟児

○障害児

○多胎児

○保護者にとっての何らかの子育て上の難しさ 等

1. 児童虐待と影響

3. 養育環境のリスク要因

- 経済的に不安定な家庭
- 親族や地域社会から孤立した家庭
- 未婚を含むひとり親家庭
- 内縁者や同居人がいる家庭
- ステップファミリー（再婚等によって、血縁関係のない親子がいる家族）
- 転居を繰り返す家庭
- 保護者の不安定な就労や転職の繰り返し
- 夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭 等

1. 児童虐待と影響

4. その他虐待のリスクが高いと想定される場合

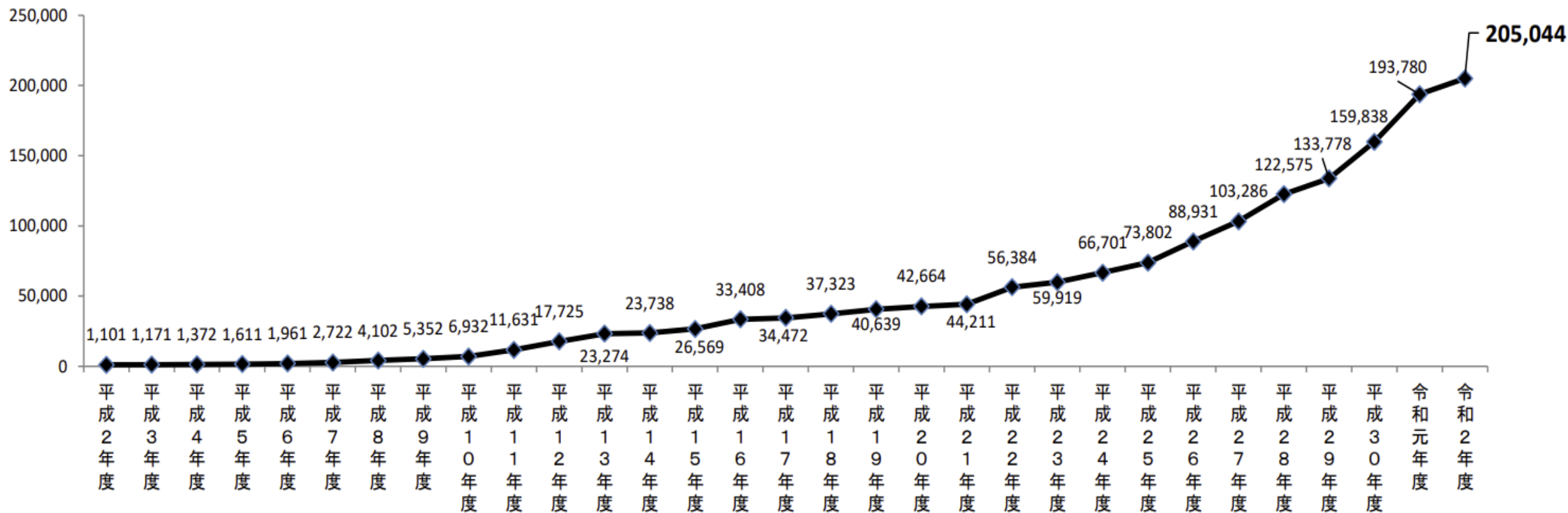
○妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診

○飛び込み出産、医師や助産師の立ち会いがない自宅等での分娩

○きょうだいへの虐待歴・関係機関からの支援の拒否 等

1. 児童虐待と影響

2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044
対前年度比	+3.6%	-	-	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%

(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

1. 児童虐待と影響

【2020(令和2)年度の虐待相談内容別件数 (205,044件)】

○心理的虐待－121,334 (59.2%)

○身体的虐待－ 50,035 (24.4%)

○ネグレクト－ 31,430 (15.3%)

○性的虐待 － 2,245 (1.1%)

※心理的虐待の相談件数が年々増加

児童虐待の防止等に関する法律に、DVが心理的虐待にあたることを規定

➡「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待に当たる。」

※子ども虐待による死亡事例

(2019 (平成31年) 4月1日～2020 (令和2年) 3月31日の間に発生)

1年間で78人が死亡－心中以外の虐待死：57人、心中による虐待死：21人

1. 児童虐待と影響

虐待が子どもにもたらす影響

1 身体的影響

- 打撲、切り傷、熱傷など外から見てわかる傷
- 骨折、鼓膜が破れる、頭蓋内出血などの外から見えない傷
- 栄養障害や体重増加不良、低身長など
- 身体的虐待が重篤な場合には、死に至ったり**重い障害**が残る可能性がある。

2 知的発達面への影響

- 安心できない環境
 - ➡ **落ち着いて学習に向かうことができない。**
- ネグレクトの状態で養育
 - ➡ **学校への登校もままならない。能力に比して知的な発達が十分に得られないなど**

1. 児童虐待と影響

3 心理的影響

ア 対人関係の障害

- 子どもは欲求を適切に満たされることのない状態となる。
- 突然保護者の暴力が始まることが少なくない。常に緊張を強いられ、安全感・安心感が育たない。
- 子どもは、愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係を構築することができなくなり、結果として他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となる など

イ 低い自己評価

- 自分が悪いから虐待されるのだと思ってしまう。
- 自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じたりする。
- 自己に対する評価が低下し、自己肯定感を持ってない状態となる など

1. 児童虐待と影響

ウ 行動コントロールの問題

- 暴力で問題を解決することを学習。暴力を振るえば欲しいものが手に入れられる、女性への暴力は許されるなど、暴力で解決することに正当性を感じる。
- そのために攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する場合がある。

エ 多動

- 刺激に対して過敏にさせることがあり、そのために落ち着きのない行動をとるようになる など

オ 心的外傷後ストレス障害

- 受けた心の傷（トラウマ）は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって心的外傷後ストレス障害（PTSD）として残り、思春期等に至って問題行動として出現する場合がある。

本項目のまとめ

- 児童虐待の定義と具体的な虐待行為、虐待が起こる要因、虐待相談の実状とDVの影響、子どもへの虐待の影響について学びました。
- 児童虐待の防止等に関する法律が改正され、体罰の禁止が規定されました。体罰等によらない子育てを拡げていくことが社会的にも重要な課題であり、子育て支援員は保護者の子育てを支えていく大きな役割があります。

参考資料

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課. “子ども虐待対応の手引き”.
厚生労働省. 平成25年8月改正版

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/130823-01.html

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000863297.pdf>

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会. “体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～”. 厚生労働省. 2020-02

[minnadekosodate.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>

科目6

児童虐待と社会的養護

1. 児童虐待と影響
 2. 虐待の発見と通告
 3. 虐待を受けた子どもに見られる行動
 4. 子どもの権利を守る関わり
 5. 社会的養護の現状
- まとめ

2. 虐待の発見と通告

2. 虐待の発見と通告

〈虐待の判断に当たっての留意点〉

「虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うものではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っても、**子ども側にとって有害な行為であれば虐待**なのです。我々がその行為を**親の意図で判断**するのではなく、**子どもにとって有害かどうかで判断**するように視点を変えなければなりません。」(小林美智子, 1994)

➡保護者の意図の如何によらず、子どもの立場から、子どもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目して判断すべきである。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課. “子ども虐待対応の手引き”. 厚生労働省. 平成25年8月改訂版. p.4
<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/...>

2. 虐待の発見と通告



児童相談所虐待対応ダイヤル「189」について | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dial_189.html

2. 虐待の発見と通告

1. 児童虐待の発見のポイント

○児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待の早期発見等)

第5条 ……**児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。**

2. 虐待の発見と通告

2. 児童虐待の通告

○児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待に係る通告)

**第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、
・・・福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。**

**3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規は、
・・・通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。**

⇒ **通告が優先**

2. 虐待の発見と通告

〈発見通告時の現場のとまどい〉

- 虐待されている子どもは、自分から「虐待されている」と訴えてくることはほとんどない。外傷等で明らかかな場合を除けば、多くの場合、教師や保育士によって子どもの**外傷や雰囲気、様子**から発見される。
- しかし、保護者は「子どもが悪いことをしたので叱った」と言い張ったり、また教職員等も虐待する現場を直接見たわけではなく、伝聞・推測情報が中心になる。そのため現場では「**どこまでが虐待か**」「**保護者との関係がこじれる**」「**通告後にどうなるか**」等の迷いが生じる。

2. 虐待の発見と通告

保育所では

〈保育所を利用している保護者に対する子育て支援〉

※不適切な養育等が疑われる家庭への支援

○保護者に**育児不安**等が見られる場合

保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

○保護者に**不適切な養育**等が疑われる場合

市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。

○**虐待**が疑われる場合

速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

(保育所保育指針 第4章子育て支援 2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援を参照)

2. 虐待の発見と通告

ハインリッヒの法則

- 労働災害における経験則の一つ
- ひとつの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常（ヒヤリ・ハット）が存在する。
- 重大災害の防止のためには、事故や災害の発生が予測されたヒヤリ・ハットの段階で対処していくことが必要であるというもの
- 法則名はこの法則を導き出したアメリカの技術者の名前に由来

➡「不適切養育」あるいは「虐待」をあてはめてみると……

2. 虐待の発見と通告

〈子どもが所属している現場から通告するに当たって〉

○虐待ではないかと思っても、通告をためらうことがある。

保護者との関係が悪化することへの懸念、虐待の確証が得られない、個人のプライバシーに関わることであるといった理由から通告をためらう場合がある。

○「疑い」の段階でよいから早めに知らせる。

○できるだけ組織として判断して通告する方が、調査の時などに混乱が少ない。

○受傷状況の写真をとっておく。

○虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録しておく。

○子どもから聞き取る際には、誘導とならないように注意する。

本項目のまとめ

- 児童虐待の通告先として児童相談所のほか、市町村の担当課、福祉事務所などがあります。
- 通告の方法として189（イチハヤク）が推奨されています。
- 児童虐待の疑いがあった時は、迷わず通告しなければならないこととされています。虐待を受けているという確証は必要ではありません。
- 児童虐待の通告は、守秘義務に関する規定よりも優先されます。
- 虐待かどうかの判断も、保護をするかどうかの判断も、児童相談所の責任で行います。

参考資料

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」について | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dial_189.html

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課。“子ども虐待対応の手引き”。厚生労働省。平成25年8月改正版

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/130823-01.html

保育所保育指針（平成29年3月31日）（厚生労働省告示第117号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010450&dataType=0&pageNo=1

科目6

児童虐待と社会的養護

1. 児童虐待と影響
 2. 虐待の発見と通告
 3. 虐待を受けた子どもに見られる行動
 4. 子どもの権利を守る関わり
 5. 社会的養護の現状
- まとめ

3. 虐待を受けた子どもに見られる行動

3. 虐待を受けた子どもに見られる行動

子ども虐待評価チェックリスト

「子ども虐待対応の手引き」から(抜粋)

※ 虐待が疑われる子どもとその保護者の様子

(子どもの様子)

- 不自然に子どもが保護者に密着している。
- 子どもが保護者を怖がっている。
- 子どもの緊張が高い。
- 体重・身長が著しく年齢相応でない。
- 年齢不相応な性的な興味関心・言動がある。
- 年齢不相応な行儀の良さなど、過度のしつけの影響がみられる。
- 子どもに無表情・凍りついた凝視が見られる。
- 子どもと保護者の視線がほとんど合わない。
- 子どもの言動が乱暴。

3. 虐待を受けた子どもに見られる行動

(保護者の様子)

- 子どもが受けた外傷や状況の説明につじつまが合わない。
- 児童相談所等の調査に対して著しく拒否的である。
- 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う。
- 保護者が子どもの養育に関して拒否的だったり無関心。
- 泣いてもあやさない。
- 絶え間なく子どもを叱る・ののしる。
- 保護者が虐待を認めない。

3. 虐待を受けた子どもに見られる行動

(保護者の様子)

- 保護者が環境を改善するつもりがない。
- 保護者がアルコール・薬物依存症である。
- 保護者が精神的な問題で診断・治療を受けている。
- 保護者が医療的な援助に拒否的だったり無関心。
- 保護者に働く意思がない。

3. 虐待を受けた子どもに見られる行動

【保育所】「保育所における援助事例（架空事例）」をもとに作成

A子ちゃんは4歳の女の子で、お母さんと2人で暮らしています。日中はすみれ保育園の年中クラスに通っています。

お母さんは仕事の都合で、夜も家を空けていることが少なくなく、担任のサトウ保育士は、**民生児童委員や地域の保健師と連携**して親子の見守りをしてきました。

ついに今日は、お迎えの時間を過ぎてもお母さんとは連絡が取れず、すみれ保育園の園長によって児童相談所に、A子ちゃんへの**ネグレクトとして通告**が行われました。

※A子ちゃんの**服装はいつも薄汚れていた**。

※**朝食を食べずに登園**することがしばしばあった。

※母親は保育園での**懇談などにも来たことがなく**、「ネグレクトとして児童相談所に通告し、親子を分離するのがこの子のためではないか」という話題が職員会議で何度ものぼっていた。

伊藤嘉余子・小池由佳（編著）.社会的養護内容.ミネルヴァ書房.2017. 5p.17-18p.

3. 虐待を受けた子どもに見られる行動

通告を受け、児童相談所より児童福祉司が来園した。A子ちゃんは「お母さんに会いたい」「先生とここ（保育園）でお母さんを待っている」と泣いていたが、その日は児童相談所の一時保護所に行くこととなった。

児童福祉司は、A子ちゃん宅のポストに、一時保護を実施した旨と連絡先を入れ、母親からの連絡を待つこととなった。

翌朝、真っ赤に泣きはらした目の母親が来所したため、児童福祉司は母親から話を聞くこととなった。

※A子ちゃんを出産、すぐに離婚し、養育費はもらっていない。

※実家の父親は母親の高校中退、A子ちゃんの妊娠をよく思っておらず、子育ての支援を求めるのは難しい。

※A子ちゃんの父親と別れ、一人でこの町に来たときは、「この子さえいなければ」と思うこともあったが、今は、娘をいとおしく思っており、早く娘に会いたい、返してほしい。

3. 虐待を受けた子どもに見られる行動

※ 文部科学省が養護教諭205人を対象に調査（平成18年11月実施）を実施した回答の一部を紹介～虐待を疑ったときの気付きの視点について

〈虐待の早期発見の視点 1〉

【小学校】（事例）

（1）身体的虐待

- 保健室で汚れてしまった服を取り替えていたところ、背中から腰部にかけて**不自然な内出血**があった。子どもは「ドアと壁にぶつけた」と言ったが、あまりにも不自然であったので虐待を疑った。父親から暴力を受けていたことが分かった。（小2）

3. 虐待を受けた子どもに見られる行動

〈虐待の早期発見の視点 2〉

(2) ネグレクト

- 服装が汚い、髪を洗っていない、体が臭う、忘れ物が多いなどがあり、家庭訪問を担当とした。ネグレクトであった。(小4)

(3) 心理的虐待

- 保健室に頻回に来室していた、授業中ぼうっとする(みんなと違う世界にいる様子が見られる)、友人のささいな言葉で苛立つなどの不自然な様子が見られた。母親からの心理的な虐待を受けていたことが分かった。(学年不明)

(4) 性的虐待

- 保健室で友達とふざけあって遊んでいたところ、体をさわったり、キスしたり、「エッチ」と言っところげまわるのが異様に思えたので虐待を疑った。(小3)

3. 虐待を受けた子どもに見られる行動

〈虐待の早期発見の視点 3〉

【中学校】(事例)

(1) 身体的虐待

- 行動が落ち着かず、大人の前ではびくびくしているのに、年下の弱そうな子どもには暴力を振るう。おかしいと思ったので、子どもと話をすると、足や背中にアザがあることが分かり、虐待を受けていることが分かった。(中2)

(2) ネグレクト

- 歯科検診の結果、むし歯がたくさんあり、治療勧告をしたが、子どもが「親が治療に行かせてくれない」と訴えたことから、保護者が食事の世話などをしていないことが分かった。(中2)

3. 虐待を受けた子どもに見られる行動

〈虐待の早期発見の視点 4〉

(3) 心理的虐待

- リストカットの自傷行為がある子どもであったので、健康相談活動を行っていたところ、父親から心理的な虐待を受けていることが分かった。(中3)

(4) 性的虐待

- 不安そうでそわそわしているのでおかしいと思い、声をかけ子どもと話をした。はじめは「地下道でレイプされた」と言っていたが、性的虐待を受けていたことが分かった。(中3)

3. 虐待を受けた子どもに見られる行動

○虐待の背景には、保護者自身の問題、養育の問題、家庭環境の問題、子ども自身が抱える要因などがからみ合っていることが多い。

(参考)

【マルトリートメント】

○諸外国では、「マルトリートメント」(不適切な養育)という概念が一般化している。

諸外国における「マルトリートメント」とは、身体的・性的・心理的虐待及びネグレクトであり、日本の児童虐待に相当する。

本項目のまとめ

- 子どもの乱暴な言動、不自然なふるまい、気になる保護者との接し方など、虐待が疑われる子どもとその保護者の様子について学びました。
- 保育所、小学校、中学校における事例を通して、虐待の早期発見、早期通告は、速やかな子どもの保護、救済につながることに、子どもの最善の利益を第一に考え行動することは、大人の責任であることを学びました。
- 虐待が疑われる子どもの行為・行動の背景には、養育や家庭環境など、保護者や子どもが抱える様々な要因がからみ合っていることが多いことを学びました。

参考資料

伊藤嘉余子・小池由佳（編著）.社会的養護内容.ミネルヴァ書房. 2017.
5p.17p.18p.

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課. “子ども虐待対応の手引き”. 厚生
労働省. 平成25年8月改正版

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/130823-01.html

文部科学省. “養護教諭のための児童虐待対応の手引” 文部科学省.
2007-10

養護教諭のための児童虐待対応の手引:文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm

科目6

児童虐待と社会的養護

もくじ

1. 児童虐待と影響
 2. 虐待の発見と通告
 3. 虐待を受けた子どもに見られる行動
 4. 子どもの権利を守る関わり
 5. 社会的養護の現状
- まとめ

4. 子どもの権利を守る関わり

4. 子どもの権利を守る関わり

児童福祉法

第1条 全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重され**、その**最善の利益が優先して考慮され**、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

子どもの最善の利益

子どもの意見の尊重

4. 子どもの権利を守る関わり

児童虐待の防止等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

児童虐待は著しい人権侵害

子どもの権利利益の擁護

4. 子どもの権利を守る関わり

○施設内で子どもへの虐待が疑われる場合がある。

➡児童相談所等に通告

○職員による子どもへの不適切な関わりが認められたり、疑われる場合がある。

➡管轄の行政機関等に連絡・相談

〈参考〉

児童福祉法第33条の10で被措置児童等虐待を規定

児童養護施設、乳児院等の職員が、入所している児童に対して行う虐待行為—身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待

4. 子どもの権利を守る関わり

児童虐待の防止等に関する法律

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、**体罰を加えること**と**その他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず**、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

※民法820条：親権を行う者は、**子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。**

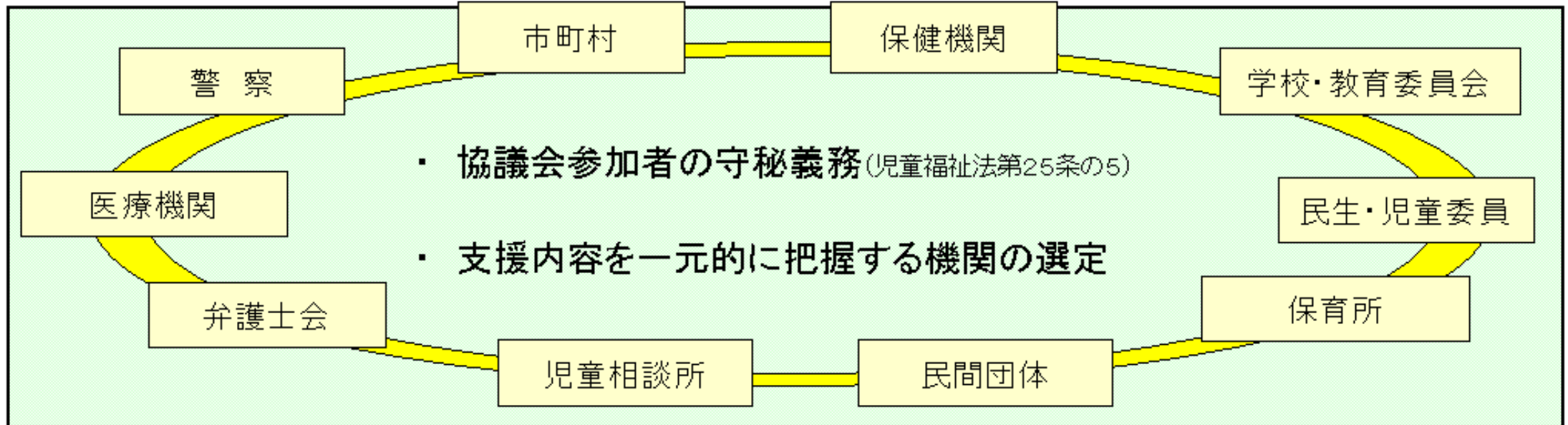
※民法822条：親権を行う者は、第820条の規定による**監護及び教育に必要な範囲内**でその子を**懲戒**することができる。

4. 子どもの権利を守る関わり

〈参考〉要保護児童対策地域協議会ネットワーク

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）とは？

要保護児童やその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換や、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う機関。



本項目のまとめ

- 児童福祉法に規定されている、子どもの最善の利益と子どもの意見の尊重は、私たち大人の子どもに対する大きな責任であると言えます。
- 児童福祉施設、保育事業、放課後児童クラブ等の職員について、児童福祉法等で児童への虐待行為を禁止しています。子どもの権利擁護の観点から、また職業倫理上も、守るべき重要な規定です。
- 子どもやその保護者の支援には、地域の関係する機関、地域のネットワークが大きな役割を果たします。社会で子育てをする仕組みが重要です。

参考資料

厚生労働省ホームページ
要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）
スタートアップマニュアル
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv14>

科目6

児童虐待と社会的養護

1. 児童虐待と影響
2. 虐待の発見と通告
3. 虐待を受けた子どもに見られる行動
4. 子どもの権利を守る関わり
5. 社会的養護の現状

まとめ

5. 社会的養護の現状

5. 社会的養護の現状

【社会的養護】

- ・保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童（要保護児童）を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

「虐待」はこの定義に該当する。

- ・「社会的養護」は児童養護施設、乳児院等の「児童福祉施設」と、里親等がその役割を担っている。
- ・社会的養護の対象児童—約4万5千人
- ・子どもが安心できる生活を支援する。社会的養護はそのための大きな役割を担い、また責任を負っている。

児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する（児童の権利に関する条約第20条により規定）

5. 社会的養護の現状

社会的養護：虐待を受けた児童の増加(2018(平成30年)2月1日現在)

里親	38.4%	56.3%	4.9%
児童養護施設	65.6%	30.1%	4.0%
児童心理治療施設	78.1%	18.2%	3.4%
児童自立支援施設	64.5%	30.1%	5.0%
乳児院	40.9%	57.9%	1.1%
母子生活支援施設	57.7%	38.0%	3.8%
ファミリーホーム	53.0%	38.1%	8.1%
自立援助ホーム	71.6%	20.3%	7.8%
	被虐待経験あり	なし	不明・不詳

〈参考〉厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課.“社会的養育の推進に向けて”.厚生労働省.2021-05
 Microsoft PowerPoint - 【1001一部修正set】(資料集)社会的養育の推進において(令和3年5月)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf>

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
		13,485世帯	4,609世帯	5,832人		ホーム数	417か所
	区分	養育里親	3,627世帯	4,456人		委託児童数	1,660人
	(里親は重複登録有り)	専門里親	188世帯	215人			
養子縁組里親		5,053世帯	344人				
親族里親		618世帯	817人				

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	144か所	612か所	51か所	58か所	221か所	193か所
定員	3,906人	31,494人	1,992人	3,464人	4,592世帯	1,255人
現員	2,760人	24,539人	1,370人	1,201人	3,367世帯 児童5,626人	662人
職員総数	5,226人	19,239人	1,456人	1,799人	2,075人	885人

小規模グループケア	1,936か所
地域小規模児童養護施設	456か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例から家庭福祉課にて作成(令和2年3月末現在)
 ※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和元年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は社会福祉施設等調査(令和元年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(令和2年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は国立2施設を含む

5. 社会的養護の現状

〈地域から離れて施設で暮らす〉

子どもの出身地域

→

入所

→

施設

- ・子どもが心配だ
- ・施設で生活した方がいい
- ・早く保護して欲しい

- ・施設に入所できてよかった
- ・保護者と離れて心配がなくなった
- ・これで子どもは幸せになれる
- ・子どもは地元での近隣、学校、友人等の関係が切れる

- ・子どもは不安を抱えて入所
- ・施設は「ホームや学校でうまくやっていけるよう支援していこう」
- ・ホームの子どもたちは何かと気配りをしてくれる

5. 社会的養護の現状

グループホーム

6人の子どもたちが暮らしています。

＝児童養護施設（児童福祉法第41条に規定されている施設）＝

- ・入所児童の年齢：幼児から原則18歳未満まで（特例的に20歳未満まで）
- ・家庭的な養育を基本に、生活環境をととのえます。
- ・それぞれのホームから学校に通います。
- ・学習、生活、自立を支援します。



ホームの職員が毎食調理

子どもたちも調理が好きです。



ホームのダイニング

5. 社会的養護の現状

〈施設に入所する子どもには、様々な背景がある〉

- 児童養護施設の子どもたちは、平均**5.2**年（全国調査前回**4.9**年）の期間を施設で暮らす。
- 子どもにとって**5.2**年は**長い？それとも短い？**
- 施設に入所する子どもたちは、それぞれ異なる成育歴や背景を抱えている。また、成育歴や背景には、深刻な課題が横たわっている。
- 施設は、一人ひとりの子どもを大切にしたいという理念を持ちつつも、そうした課題を抱える子どもたちが集団で生活する「暮らし」の場でもある。
- 一人なら可能なことも、何人もの子どもに質量ともに同様の関わり方をするのは、なかなかむずかしい。
- 一緒に生活するのは、きょうだいではない。

児童養護施設入所児童等調査の結果(平成30年2月1日現在)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09231.html

5. 社会的養護の現状

〈児童養護施設入所児童が語る施設生活〉

A県B市のC児童養護施設入所児童（小・中・高校生）を対象とした面接調査から

- 「帰るところがここ（施設）だから、まあ自分の家みたいなものなんだけど、でもずっとここにいたいとは思えない。そこまで好きになれない」
- 「ここで生活しなくちゃいけないんだって自分に言い聞かせてるところもある」
- 「施設は家じゃない。だって血のつながる家族がないから。『家族』のほうがつき合いが長いし、大切だから」

「施設が快適、でも家のほうが好き」

➡子どもたちは「家が恋しい」

伊藤嘉余子. 児童養護施設入所児童が語る施設生活: インタビュー調査からの分析.
日本社会福祉学会「社会福祉学」Vol.50-4 (2010,2). p87-88.

5. 社会的養護の現状

〈施設から家庭に戻る～子どもたちは、家族と暮らしたい〉

施設

→

子どもの出身地域

→

退所

- ・「子どもは帰りがっている」
- ・「保護者は引き取りの態勢を整えてほしい」
- ・「児童相談所はうまく調整してほしい」

- ・「保護者は大丈夫なのか？」
- ・「今引き取るのは心配だ」
- ・「退所はまだ早いのでは？」

- ・子どもは「帰ることができてうれしい」
- ・「心配もあるが、親と暮らせるのはうれしい」
- ・施設は「アフターケアを継続的に実施したい」

本項目のまとめ

- 社会的養護とは？
- 社会的養護の役割
- 児童養護施設の暮らし
- 施設では虐待を理由とした入所が増加

参考資料

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課.“社会的養育の推進に向けて”.厚生労働省.2021-05

Microsoft PowerPoint - 【1001一部修正set】(資料集)社会的養育の推進において(令和3年5月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf>

児童養護施設入所児童等調査の結果(平成30年2月1日現在)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09231.html

伊藤嘉余子.児童養護施設入所児童が語る施設生活:インタビュー調査からの分析.日本社会福祉学会「社会福祉学」Vol.50-4(2010,2).p87-88.

科目6

児童虐待と社会的養護

もくじ

1. 児童虐待と影響
2. 虐待の発見と通告
3. 虐待を受けた子どもに見られる行動
4. 子どもの権利を守る関わり
5. 社会的養護の現状

まとめ

まとめ

まとめ

- 今日は「児童虐待と社会的養護」について、5つのテーマに沿って学んできました。
- 増え続ける児童虐待の相談件数、虐待の子どもへの深刻な影響、虐待対応への私たちのなすべき役割、子どもたちの権利擁護、親から離れて施設や里親のもとで暮らす子どもたちの状況などについて、理解を深めました。
- 児童虐待は、社会全体で取り組むべき課題であると同時に、私たちができることを今日から取り組んでいくことが必要な課題でもあります。
- 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な人権侵害であることを、子育て支援員は十分認識することが重要であると考えます。